大阪府規則第八十一号

大阪府環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府環境影響評価条例施行規則(平成十一年大阪府規則第十七号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

すように改正する。

改正後	改圧症
こと。成することができないことが明らかであるは実施が著しく阻害され、説明会の目的を達二 事業者以外の者により説明会の公正、円滑二、略) (略)第二十四条 (略)(責めに帰することができない事由)	成できないことが明らかであること。 な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達二 事業者以外の者により説明会の公正、円滑二 (略)(略)第二十四条 (略)(責めに帰することができない事由)
※四一条の二 (器)	第百一条の二 (略)(都市計画に係る手続との調整)
第百一条の三 (略)	第百一条の三(略)(事業者の行う環境影響評価との調整)
一 条例別表一の頃に掲げる事業の種類別表第一(第三条関係)	一 条例別表の一の頃に掲げる事業の種類別表第一(第三条関係)
(盤)	(
二 条例別表二の頃に掲げる事業の種類	条例別表の二の頃に掲げる事業の種類
(盤)	(盤)
三 条例別表三の頃に掲げる事業の種類	三 条例別表の三の頃に掲げる事業の種類
(置)	(置)
四条例別表四の頃に掲げる事業の種類	四条例別表の四の頃に掲げる事業の種類
(盤)	(盤)
五 条例別表五の頃に掲げる事業の種類	五 条例別表の五の頃に掲げる事業の種類
(盤)	(盤)
六 条例別表六の項に掲げる事業の種類力を含まないものとする。 頃の規定による届出に係る発電設備の出亡年大阪府条例第百号)第三十一条第一府温暖化の防止等に関する条例(平成十備者 三の項及び四の頃の出力には、大阪	六 条例別表の六の頃に掲げる事業の種類
<b>在</b>	年 (器)
七、条例別表七の頃に掲げる事業の種類(()。	七 条例 <u>別表の七の頃</u> に掲げる事業の種類備者 (略)
(盤)	(盤)
八 条例別表八の頃に掲げる事業の種類	八 条例別表の八の頃に掲げる事業の種類
(盤)	(盤)
<b>確</b> 析	<b>確</b> 析 (
算に当たっては、第五号の表三の項及び(  燃料及び原料の量の重油の量への換	算並びに平均排出水量の算定に当たって 燃料及び原料の量の重油の量への換

を算定しない。 び原料の量を重油に換算した量は、これ定による届出に係る発電設備の燃料及等に関する条例第三十一条第一項の規発生施設等並びに大阪府温暖化の防止の頃の対象となった事業に係るばい煙四の頃並びに第六号の表一の頃及び三

- 量は、これを算定しない。 た事業に係る特定施設等の平均排出水号の表一の項及び三の項の対象となっ 五号の表三の項及び四の項並びに第六7 平均排出水量の算定に当たっては、第

4 (器)

`	<u> </u>		
	頂	原料の種類	(留)
	(盤)	(留)	(留)
	П	て用いられる原料る触媒再生塔におい今別表八の頃に掲げ	(留)
		用いられるの科外に限る。) じまいとしている。) じおいとしまい (アーケー) (月) (月) (月) (月) (月) (月) (月) (月) (月) (月	(留)
	囙	般廃棄物おいて用いられる一げる廃棄物焼却かに 今別表十三の頃に捍	(智)
	(留)	(留)	(留)

の量への換算は行わない。 て使用される燃料の量については、重油料を使用するばい煙発生施設等においおいて重油の量への換算が行われる原に準ずるものとする。ただし、備考4にへの換算については、第六号の表備考2

九 条例 引表九の頃に掲げる事業の種類

(留)

ナ 条例別表十の頃に掲げる事業の種類

(留)

十一 条例別表十一の項に掲げる事業の種類

(留)

十二 条例別表十二の頃に掲げる事業の種類

(留)

これを算定しない。 量並びに特定施設等の平均排出水量は、の燃料及び原料の量を重油に換算したとなった事業に係るばい煙発生施設等に第六号の表一の項及び三の項の対象ては、第五号の表三の頃及び四の頃並び

る重油に換算された量及び平均排出水間設又は更新の後に増加すること性に量並びに平均排出水量とは、をおくとなるいて「更新」という。)の場合に換算であるのに限る。)の設置(以下備考してし、観解が廃止する施設と同一のものに産業をありは産業の方は産業のあり、は産業のをあるない産業を変がは産業の変がは産業の強いにあっては、必要をは、1000円であるには、1000円では、1

'n	ω (器)		
	茰	原料の種類	(留)
	(留)	(留)	(留)
	П	いて用いられる原料げる触媒再生塔にお今別表の八の頃に掲	(留)
	III	て用いられる民科ク炉に殴る。) に取るのの。) においる電気炉 (しおい) でおい (ファー) (の頃)	(留)
	囙	一般廃棄物において用いられる掲げる廃棄物焼却か今別表の十三の頃に	(智)
	(留)	(留)	(留)

の量への換算は行わない。 て使用される燃料の量については、重油料を使用するばい煙発生施設等においおいて重油の量への換算が行われる原に準ずるものとする。ただし、備考3にへの換算については、第六号の表備考2

九 条例 引表の九の頃 に掲げる事業の種類

(留)

ナ 条例別表の十の頃に掲げる事業の種類

(留)

類十一 条例<u>別表の十一の頃</u>に掲げる事業の種

(留)

類十二、条例別表の十二の項に掲げる事業の種

(留)

十三 条例別表十三の頃に掲げる事業の種類	類十三 条例 <u>別表の十三の頃</u> に掲げる事業の種
(留)	(留)
十四 条例別表十四の頃に掲げる事業の種類	類  十四  条例別表の十四の頃に掲げる事業の種
( 智)	( 智)
十五 条例 <u>別表十五の頃</u> に掲げる事業の種類	類十五条例別表の十五の頃に掲げる事業の種
( 智)	( 智)
十六 条例 <u>別表十六の頃</u> に掲げる事業の種類	類十六、条例別表の十六の頃に掲げる事業の種
(留)	(留)
十七 条例 <u>別表十七の頃</u> に掲げる事業の種類	類十七条例別表の十七の頃に掲げる事業の種
(留)	(留)
ナ八 条例 <u>別表十八の頃</u> に掲げる事業の種類	類十八、条例別表の十八の頃に掲げる事業の種
(留)	(留)
十九 条例 <u>別表十九の頃</u> に掲げる事業の種類	類十九、条例別表の十九の頃に掲げる事業の種
(留)	(留)
一条例別表一の頃に掲げる事業の種類別表第二(第十六条関係)	条例別表の一の頃に掲げる事業の種類別表第二(第十六条関係)
(留)	(留)
条例別表二の頃に掲げる事業の種類	二 条例別表の二の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)
三 条例別表三の頃に掲げる事業の種類	三条例別表の三の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)
四条例別表四の項に掲げる事業の種類	四条例別表の四の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)
五条例別表五の頃に掲げる事業の種類	五 条例別表の五の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)
六 条例別表六の頃に掲げる事業の種類	六 条例別表の六の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)
七 条例別表七の頃に掲げる事業の種類	七 条例別表の七の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)
八 条例 <u>別表八の頃</u> に掲げる事業の種類	八 条例別表の八の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)
九、条例別表九の頃に掲げる事業の種類	九、条例別表の九の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)
ナ 条例別表十の頃に掲げる事業の種類	十 条例別表の十の頃に掲げる事業の種類
(留)	(留)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。附、則

十一 条例 <u>別表十一の頃</u> に掲げる事業の種類	類 十一 条例別表の十一の頃に掲げる事業の種
十二 条例 <u>別表十二の頃</u> に掲げる事業の種類(略)	十二 条例別表の十二の頃に掲げる事業の種(略)
(盤)	(留)
(略) 十三 条例別表十三の頃に掲げる事業の種類	(略)類
十四 条例 <u>別表十四の頃</u> に掲げる事業の種類	類 十四 条例別表の十四の頃に掲げる事業の種 「
(盤)	(盤)
十五 条例別表十五の頃に掲げる事業の種類	類  十五  条例  別表の十五の項に掲げる事業の種
(留)	(留)
十六 条例 <u>別表十六の頃</u> に掲げる事業の種類	類 十六 条例別表の十六の頃に掲げる事業の種
(留)	(留)
十七 条例 <u>別表十七の頃</u> に掲げる事業の種類	類 キセ 条例別表の十七の頃に掲げる事業の種
(留)	(留)
	類十八 条例別表の十八の頃に掲げる事業の種
(留)	(留)
十九 条例 <u>別表十九の頃</u> に掲げる事業の種類	類十九、条例別表の十九の頃に掲げる事業の種
(留)	(留)